

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）入居募集区画の入居斡旋業者登録取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、大阪府咲洲庁舎の入居募集区画の公募の実施にあたり、宅地建物取引業法第2条第3項に規定する宅地建物取引業者を活用して入居を促進するための、入居斡旋業者登録に関して必要な事項について定めるものとする。

（斡旋業者の登録）

第2条 大阪府咲洲庁舎入居募集区画の入居斡旋業者として登録を希望するものは、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）入居募集区画斡旋業者登録申請書（様式第1号）により大阪府（以下「府」という。）へ申し込むものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）宅地建物取引業者免許証の写し

（2）次条第1項第1号に定める加入団体の会員証の写し又は会員であることを証するもの。
あるいは当該団体に加入していることが確認できるもの

（3）大阪府個人情報保護条例に係る誓約書（様式第2号）

（4）大阪府暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

3 府は、前項に提出された申請書に基づき審査し、入居斡旋業者と認める場合は、別に定める入居斡旋業者登録簿に登載するとともに、ホームページにおいて公表する。

4 前項の登録有効期間は、入居斡旋業者登録簿記載日からとし、斡旋の必要がなくなったときは効力を失うものとする。

5 入居斡旋業者が申請の内容に変更があった場合は、記載変更届に当該変更を証する書類を添付して、府に届け出て、その承認を得なければならない。

（登録業者の資格）

第3条 前条の規定により入居斡旋業者として登録できるものは、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1）公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（各都道府県の宅地建物取引業協会）又は公益社団法人全日本不動産協会に加入している業者

（2）大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること

（登録業者の取消し等）

第4条 入居斡旋業者が次の各号の一に該当するときは、府は登録を取り消すことができる。

（1）前条の資格条件が欠けたとき。

（2）申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。

（3）府が入居斡旋業者登録を中止したとき。

（4）入居斡旋業者登録している業者から登録抹消の申し出があったとき。

（5）入居斡旋業者登録している業者の営業実態が確認できなくなったとき。

（入居募集区画）

第5条 入居募集区画については、別紙入居募集区画一覧のとおりとする。

附 則

この要項は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。